

資料2 芦部小学校PTA弔慰規定

		金額	会葬	弔電
弔 事	保護者	1万円 しきび又 は供花	参加できる限りでの ・本部役員 ・企画委員 ・職員 ・当該学年委員	参加できない 場合のみ ・学校 ・PTA として弔電
	職員			
	児童			
災害	PTA会員 (職員を含む)	5千円	災害による家屋の損害が半壊 以上の場合	
・ 事故	行事参加者 児童	5千円	PTA行事及び学校行事の中 で事故に合った場合 ※但し、10日以上入院時	
※ その他、特別な場合については本部役員で決定する。				

※上記の弔慰金及び見舞金は、PTA本会計「慶弔費」より支出する。

※上記の弔慰金及び見舞金に関する返しについては、一切なしとする。

※香料等の学級内でのとりまとめは、一切しない。

和泉市立芦部小学校PTA規約

第1条 名称及び事務局

この会は、和泉市立芦部小学校PTAと称し、事務局を芦部小学校（以下 学校と称す）内に置く。

第2条 目的

この会は、家庭と学校及び地域社会とが一層親密になって、子どもの教育について責任を分かち合い、全児童の福祉の増進に努める事を目的とする。

第3条 事業

この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 児童の幸せを守るために、家庭と学校と社会の教育を発展させる。
2. 地域の社会教育活動を盛んにし、環境をよくする。
3. 会員が児童と共に良い社会を作るために学習を行うとともに、会員相互の修養研修・親睦を図る。
4. その他必要と認められる事業を行う。

第4条 会員の資格

芦部小学校に在籍する児童の保護者、並びに同校に勤務する教職員。

第5条 会の運営

保護者と教職員は総てに平等であって、各々の立場を尊重し能力を出し合 って会を運営する。そのための根本的な方針を次のように決める。

1. 特定の政党・宗教にかたよることなく、又、それらの干渉支配を排除する。
2. 学校経営に干渉せず、又、学校や教育行政機関に隷属しない。
3. 教育・福祉・文化のために活動する諸団体と広く協力し合う。

第6条 会計

1. この会の経費は、会費及び寄付金をもって充てる。
2. この会費は、第1子300円、第1子以外200円を納入する事を原則とする。ただし、生活保護家庭その他役員会において認めたものについては免除する事ができる。
3. 会が一年間にどんなことを行うべきかを話し合 って決め、それに必要な予算を計上し、経費の額を決める。
4. 会の必要な事業のためにやむを得ず特別に費用を集める時は、運営委員会の承認を得て、1か月以上、前もって会員に文書で知らせる。この費用は寄付金と同様特別会計とする。
5. この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
6. 決算は、会計年度後1か月以内に会計監査を経て総会の前日までに全会員に広報し、総会で報告し承認を得る。

第7条 役員及びその任期と任務

1. 会長（保護者の中から1名）
会長は、会を代表し会務を司り、総会・役員会・運営委員会・委員総会を招集する。
2. 副会長（保護者の中から1名）

副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある場合は代行する。

3. 書記（保護者の中から1名、ただし、教職員より書記補1名を置く事ができる。）

書記は、会の庶務を司り、議事を記録し、会合の通知をする。

4. 会計（保護者の中から1名、ただし、教職員より会計補1名をおくことができる。）

会計は、会の会計を司り、その収支を記録し、監査委員の監査を受けた後、総会に報告し、承認を得る。

5. 企画委員長は役員となり、総会・役員会・運営委員会等の司会をする。

6. 役員の任期は、通常、総会から翌年の通常総会までの1か年とし、再任・重任を妨げない。ただし、連続して同一任務につける期間は2か年とする。

第8条 企画委員及び専門委員の任期と任務

1. 委員は、会員中より選出し、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

2. 企画及び専門委員は、別に定める専門委員会に属し、それぞれの任務につく。

また、企画委員は運営委員会を構成し、PTA活動の企画・運営に当たる。

3. 企画及び専門委員の任期は1か年とし、再任・重任を妨げない。ただし、同一任務に連続してつける期間は2か年とする。

第9条 総会

1. 総会は、通常、年1回とし、年度初めに開く。また、必要に応じ臨時総会を開く事ができる。

2. 総会には、事業報告・決算報告・会計監査報告・事業計画・予算審議・その他重要事項を図り決議する。

3. 総会は、全会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席で成立し、出席会員の過半数で議決する。

4. 運営委員会が必要と認めた場合、又は会員の10分の1以上の要求があった場合、会長は臨時総会を招集する。

5. 総会の日時・場所及び議案は、事前に通知されなければならない。

第10条 集会

1. 総会以外に役員会・運営委員会・専門委員会・役員選出委員会・特別委員会を置く。

2. 集会は、会長又は委員長が必要に応じて招集する。

第11条 役員会

1. 役員会は、会長・副会長・書記（含書記補）・会計（含会計補）・企画委員長・校長・教頭をもって構成する。

2. 役員会は、総会・委員会等の議案を用意し、各集会より委任された事項を処理する。

第12条 運営委員会及び特別委員会

1. 運営委員会は、役員会構成人員と各専門委員会の正副委員長をもって構成する。

2. 運営委員会は、総会に提出する議案・報告の作成・各委員会の計画審議及び各委員会より委任された事項を処理する。

3. 運営委員会は、必要に応じ委員・会員の出席を求めることができる。

4. 運営委員会は、特定の目的を遂行するために特別委員会を設置することができる。その構成員及び任務・期間については運営委員会で決定する。

第13条 専門委員会

この会には次の専門委員会を設ける。又必要に応じて特別委員会を設ける。

1. 会計監査委員会――金銭出納の適正を図り、これを監査し、総会に報告する。
2. 保健体育委員会――児童の保健に留意し、衛生環境の整備を図り、体位の向上に努める。
3. 成人教育委員会――地域の社会教育の振興を図り、会員の研修に努める。
4. 安全委員会――児童の登下校の安全を図り、交通事故防止に努める。
5. 広報委員会――PTA新聞(あしべ)の発行及び広報活動を行う。
6. 学年委員会――学年の環境をよくし、担任と保護者との連絡に努める。

第14条 役員選出委員会

1. 役員選出委員会は、役員選出の任に当たり、企画委員長が招集する。
2. 役員選出委員会は、企画委員・校長・教頭によって、12月中旬までに構成する。
3. 被選考意志を有する保護者は、役員選出委員会を構成して一週間後までにその旨、地区役員選出委員を通じて役員選出委員会に届け出ることができる。
4. 役員は、保護者の中から2月中に役員選出委員会の議決により選出し、告示すると共に総会に報告する。
5. 役員に欠員が生じた場合は、代行又は補充を運営委員会で決定する。
6. 役員の選出は、多方面から人選するように努める。

第15条 委員の選出

1. 企画委員は、2月中旬までに自己の所属する地区より互選などの方法により委員を選出する。
2. 各地区の委員の選出定数は、世帯数を勘案し運営委員会で決定する。
3. 学年委員は、互選により選出する。

第16条 顧問

1. この会は、必要に応じて前年度会長を顧問として置くことができる。
2. 顧問は、本会の目的達成のために助言を行う。
3. 任期は1か年とする。
4. 顧問は、役員会が決定する。

第17条 表彰及び慶弔

1. 別紙慶弔規定に基づいて行う。
2. この規定は、運営委員会で改正する事ができる。

第18条

1. この会の規約の変更は、総会の出席者の3分の2以上の賛成を要する。
2. この規約以外の細則は、運営委員会の議決で決め、その結果を会員に知らせる。
3. この規約は昭和35年4月1日より実施する。

(昭和46年度・47年度・48年度・51年度

・57年度・63年度・平成2年度・平成9年度

・平成16年度・平成24年度・平成30年度、令和3年度の

総会及び臨時総会において一部改正)